

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

#### (1) 基本的な考え方

当社グループは、一般社会および投資家の信頼を維持・獲得するため、企業倫理の重要性を認識し、企業経営におけるチェック体制の明確化と牽制機能の強化を図るとともに、より透明で公平・公正・迅速な企業情報の開示に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

#### (2) グループ憲章の制定

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの実現に向けて、グループ憲章、行動規範ともいえる「ビジョン21」を制定しております。その中には「経営理念」「存在意義」「事業領域」「事業構造」「行動規範」「企業文化」の6つの基本方針を定めております。「経営理念」では、ステークホルダーに対する当社グループの基本姿勢について触れております。具体的には、当社グループの社員は「生活者の豊かさ・便利さと安心・安全に寄与するよき企業市民として」の姿勢を保持し、取引先に対しては「生産・流通に貢献するビジネスパートナー」として共に日々の業務に取り組む姿勢を、そして株主へは「株主の皆様の繁栄に役立つ」精神をもって企業価値の向上に資する、というように掲げ、日々実践しております。

#### (3) 監査役設置会社を選択

当社は、監査役設置会社であります。これは、業務に精通した取締役が、的確かつ迅速な経営判断を行うにあたり、監査役設置会社として企業運営を行ってきており、その実績を踏まえ、この方式が合理的であると判断しているためであります。

#### (4) 経営監視機能

監査役は、取締役会に出席するほか、常勤の監査役は、経営会議等経営に関わる重要案件の審議や決定が行われる会議には全て出席しております。併せて、日常業務における稟議書、諸報告書も供覧しており、取締役の職務執行の全般にわたり十分な監視が出来る体制となっております。

#### (5) 指名委員会、報酬委員会の設置

当社は、平成24年6月26日開催の取締役会において、委員会設置会社における「委員会」機能とはやや意味合いは異なりますが、当社の取締役の選任プロセスの透明性並びに客観性を確保し、代表取締役に人事権が集中することを回避することを目的とする「指名委員会」ならびに当社の役員報酬の決定プロセスの透明性ならびに客観性の確保、および役員報酬体系の基本方針の決定と妥当性の確保等を目的とする「報酬委員会」を新たに設置いたしました。なお、その構成は、透明性を確保するため、両委員会ともに代表取締役、独立役員および社外役員と定めており、委員長は代表取締役社長が務めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マルハニチロ食品	1,360,000	13.02
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライス ストックファンド	1,017,700	9.74
ヒューテクノオリン取引先持株会	542,800	5.20
農林中央金庫	520,000	4.98
共栄火災海上保険株式会社	520,000	4.98
ヒューテクノオリン従業員持株会	488,597	4.68
バンク ド ルクセンブルグ クライアント アカウント 470004	433,900	4.15
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 雪印メグミルク 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	414,000	3.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	324,600	3.10
日清医療食品株式会社	220,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

3月

業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は期中監査を含め、監査概況を監査役に報告する中で、意見交換を行い、監査役の業務遂行に反映させています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
戸田等	他の会社の出身者									○
小澤渉	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
			同氏は過去に当社の主要取引先銀行(農林中央金庫)に在籍しておりましたが、同庫を退職後9年超経過しております。また、当社においては、自己資本比率は45.2%と安定した財務基盤を維持しており、総資産に占める金融機関からの借入比率も高くはありません。当社は同

戸田等	○	平成17年7月まで主要取引銀行に在籍していました。	庫も含めた6行の金融機関との取引を日常的に行っており、銀行取引における主要取引銀行との取引比率は突出したものではなく、経営上、主要取引銀行のみに依存している状態はありません。従いまして、同庫は主要取引先銀行ではありますが、同庫の当社の経営に対する影響度は決して高いものではないと考えます。 一方、同氏は監査役会議長の立場にあつて取締役会においても主要取引先銀行はもとより第三者の影響を受けることなく、適時適切な発言により経営の監視を行っており、独立的な見地で監査役業務を遂行しております。 以上のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じる者ではなく適任であると判断し、独立役員として指定しております。
小澤渉		平成19年6月まで大株主の取締役として在籍していました。	元取締役の経験や他社での社外取締役の経験を活かし、経営に対する牽制機能を発揮して頂いております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明
平成24年6月26日開催の第59回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として役員退職慰労金を廃止し、それに伴い、取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるために、会社法第236条第1項、会社法第238条第1項および第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき、当社の取締役に對して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。 なお、当社取締役に對する本新株予約権の発行は、同定時株主総会において、取締役の報酬等として承認された新株予約権の個数、内容及び金額の総額の範囲内で行われるものです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明
取締役に対する新株予約権割当に関する内規により、社内取締役にのみ付与することといたしております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span>
平成26年3月期において、取締役に支払った報酬の総額は134百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
取締役および監査役の報酬等は、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬限度額を決定しております。当社は平成24年6月26日開催の取締役会の決議により、報酬委員会を設置しております。各取締役の報酬額は、当社の定める一定の基準に基づき、報酬委員会にて審議のうえ原案を作成し、取締役会が最終的に決定いたします。 報酬額は、月俵および期末賞与から成ります。月俵は、役員の役位、担当する職務の業績により決定されますが、概ね固定的であります。期末手当は、業績および担当業務における成果に応じて、一定の範囲内で個別に決定されます。ただし、会社の業績によって減額することがあります。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の補助員は設置していませんが、常勤の社外監査役に対しては、重要な会議への出席、稟議書や諸報告書の供覧などを含め、会社・経営情報は取締役と同等のレベルで伝達されています。しかしながら、今後、必要に応じて業務補助のために監査役スタッフを設置することを検討する予定です。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 現在のガバナンス体制の内容

当社の取締役会は、取締役8名で構成されております。社外取締役は選任しておりませんが、監査役会を構成する監査役3名のうち2名は社外監査役です。

取締役会は原則月1回以上の開催とし、取締役と監査役(社外監査役含む)ならびに常務執行役員等で構成され、最高意思決定機関として法令、定款に定める事項及びその他重要事項の決定を行います。取締役会構成員14名のうち、男性14名の構成です。

監査役会は適時開催するものとし、監査役(社外監査役含む)で構成され、監査に関する重要な事項について決定を行います。監査役3名のうち、男性3名の構成です。

経営会議は毎週初(月4回～5回)の開催とし、原則、非常勤監査役を除く全役員及び常務執行役員等で構成され、経営方針に関する重要事項の決定等を行います。

### (2) 監査役会の機能強化への取り組み状況

日常業務の事務的支援は総務部が担っているほか、必要に応じて関係部署に協力を要請できる体制となっております。

社外監査役として、銀行業務や保険業務など異業種企業に長期間従事した経験を有し、財務経理分野に精通した人材を複数名確保し、外部研修等にも独自の判断により参加できる環境を整え、独立性と専門性の高い人材を選任しております。

### (3) 社外取締役、社外監査役の独立性に対する考え方

監査役会の独立性の確保は健全な会社経営にとって重要不可欠な事項であり、経営としてもあらゆる業務遂行の場面に自由に立ち会うことができるよう配慮しております。また、監査役会は立場の異なる監査役が自由に意見交換を行いながら経営を監視しております。

なお、監査役報酬は、業績連動部分の無い固定報酬としております。

### (4) 一般株主保護のための独立役員確保の状況

社外監査役である戸田等氏は、長年にわたる銀行業務において広範な知識を有し、また、当社においても社外監査役の立場を認識し、一般株主の利益を損うことのない独立的な見地で監査業務を遂行しており、監査役会議長の立場にあって監査役会の決議を踏まえ、独立役員として適任であると判断して指名しております。

### (5) 指名委員会、報酬委員会の設置

当社は、平成24年6月26日開催の取締役会において、委員会設置会社における「委員会」機能とはやや意味合いは異なりますが、当社の取締役の選任プロセスの透明性並びに客観性を確保し、代表取締役に人事権が集中することを回避することを目的とする「指名委員会」ならびに当社の役員報酬の決定プロセスの透明性ならびに客観性の確保、および役員報酬体系の基本方針の決定と妥当性の確保を目的とする「報酬委員会」を設置いたしました。なお、その構成は、透明性を確保するため、両委員会ともに代表取締役、独立役員および社外役員とし、任期は原則2事業年度(役員退任時は本委員会も退任する)と定めております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は運送事業、倉庫事業の実際や物流分野に精通した取締役が、的確かつ迅速な経営判断を行うに当たり、監査役設置会社として企業運営を行ってきております。監査役は取締役会における監督・牽制機能や、業務執行部門に対する監査を実施することで、経営の監査機能の面で十分に機能する体制を整えており、その実績も踏まえ、現在の体制が合理的であると判断しております。

なお、当社におきましては、より良いガバナンス体制を構築すべく、改正会社法や東京証券取引所の上場規則等を踏まえ、社外取締役の導入につきましては、前向きに検討を進めているところであります。

引き続き、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を含め、企業価値の向上を目指し、最適と思われる社外取締役候補の選任に向けた動きを進めてまいります。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の数日前に発送しております(カレンダーによってその発送日は異なります)。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け(1日~2日)で開催しております。
その他	ビジュアル化を行い、出席株主に対し会社情報の理解促進に努めております。

#### 2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期末および第2四半期決算の公表後に定期的を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算(四半期決算含む)短信、決算説明会資料、決算以外の開示書類、有価証券報告書(四半期報告書含む)、株主メモ、株主優待情報、株価情報等を掲載しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループのグループ憲章と位置付けている「ビジョン21」に基本方針を始めとするステークホルダーへの姿勢を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	冷蔵倉庫設備の冷媒として二酸化炭素排出抑制効果のある設備の導入により、環境省から「省エネ型冷凍倉庫モデル事業」の認定を受けております。また、複合センター(在庫型と通過型を一拠点に集約)の建設により、国土交通省から「特定流通業務施設での総合効率化事業」の認定を受けております。平成24年6月には、東北運輸局より、環境保全に資する物流の効率化の促進に寄与したとして表彰を受けております。 車両については、全車両にデジタルタコグラフを装着し、安全走行はもとより燃費改善による省エネ効果を実現しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 基本方針

当社は業務の適正性、有効性および効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信用の確保と食品物流機能と品質の更なる拡充による業績向上を図ることを目的に、内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題と考えております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は「コンプライアンス・リスク総合管理委員会」を設置し、企業倫理の保持、職務執行の適法性を図っております。また、業務遂行および事業運営の指針である「ビジョン21」の実践・希求が適切に行われるよう、研修および会議の場を通じて、コンプライアンスマインドの啓蒙と定着を図っております。以上の実効性確保の観点から、監査役による監査および業務監査指導室による内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令や社内規程に基づき、取締役会議事録をはじめとする重要な議事録や稟議書などの文書等の保存を行っております。情報管理につきましても、IT化の進展を踏まえ「情報セキュリティポリシー」を制定し、電子的情報の取り扱いのガイドラインを明確にしております。

(3) 損失の危険の管理に関する体制

当社は、リスク管理全体を統括する「コンプライアンス・リスク総合管理委員会」のもと、事業運営に付随する各種のリスクを把握・評価し、リスクの回避・軽減に関するマニュアル等の整備を進めているところです。また、平時においては、各業務担当部署が連携して取り組み、有事に際しては「緊急対策本部」を設置して対応いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定時および随時の取締役会において、重要事項の決定および取締役の業務の執行状況の監督等を行うほか、機動的な意思決定および行動を確保するため、取締役会決議事項以外の事案については経営会議において協議、決定いたします。業務執行は取締役、執行役員、および部門長が分担執行いたします。業務運営につきましては、月次の業績検討会や各部門から提出される取引折衝記録（業務報告書）、週次報告書等により、情報の共有化を図るとともにタイムリーな遂行指示を行っております。

(5) 当企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループは、基本的に同一の経営理念に基づき業務運営を行っております。このため、子会社におきましてもコンプライアンス体制等、親会社に準じた体制の構築を図ることを基本としています。また、親会社からの適正な独立性を確保するため、親会社の監査役が親会社による支持・管理状況および親会社との取引状況等について監査を行います。

(6) 監査役の職務を補助する使用人およびその独立性

監査役の業務補助のために必要に応じて監査役スタッフを配置いたします。当該補助員の人事、監査役の独立性を確保するための事項等については、都度、取締役と監査役が意見交換することといたします。

(7) 取締役および使用人の監査役報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損害を与える恐れがある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告しなければなりません。常勤監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることであります。

#### 2. 内部統制システムの整備状況

(1) 社内における不祥事等のリスク発生を未然に防止するための内部監査部門として、社長直轄の組織である業務監査指導室を設置しております。同部門では、業務全般にわたり適法かつ適正に行われているか、また、経済合理性に適切、当社の経営に対する有効性が認められているか、などについて監査を実施し、より合理的な業務執行について具体的な助言や提言を行っております。また、監査役とも連携を密にして監査に当たっております。

(2) グループ会社につきましては、管理本部の経営戦略室が窓口となり、各社の経営の独立性を重視しながら総合的な管理・監督を行い、適宜、取締役会に報告しております。また、監査役もグループ会社に対して親会社による指示もしくは管理状況ならびに親会社との取引状況等について監査しております。

(3) 当社グループでは、役員等または組織による社内規程などを含む法令違反行為、財務の信頼性に重大な影響を与える行為、倫理に反する行為、その他公序良俗に反する行為等の未然防止または早期発見を目的に「内部通報制度」を導入しております。

(4) 当社グループでは内部統制システムの周知を図ることを目的に「内部統制システムの基本方針」を策定し、「企業倫理規程」、「CSR行動基準」、「財務報告の信頼性を確保するためのコーポレート・ガバナンス体制」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス・リスク総合管理委員会規程」、「情報セキュリティポリシー」など関連する規程・規則を整備・制定しております。また、これらの規程・規則等は当社グループ内のイントラネットに掲載し、常に参照することが可能な体制となっております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任を果たすため、反社会的勢力の情報を積極的に収集し、反社会的勢力に対しては、正常な取引を含めた一切の関係を遮断し、これらによる資金要求などについても拒絶することといたします。なお、これらにつきましては「企業倫理規程」に宣言しております。

(2) 当社グループにおける対応部門としては、管理本部総務部とし、反社会的勢力排除に向けた取組みを行います。

(3) 反社会的勢力排除のための情報収集や対応策の検討につきましては、顧問弁護士、警察、その他外部の専門機関との連携により、随時進めております。

(4) 当社グループでは「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、また、定期的に開催される管理部門担当者会議の席上を通じ、役員等への啓蒙活動を行っております。

(5) 日常の商行為の中で取り交わされる契約書および取引約款等の条文中に、反社会的勢力排除に関する記述を盛り込むことといたします。

## V その他

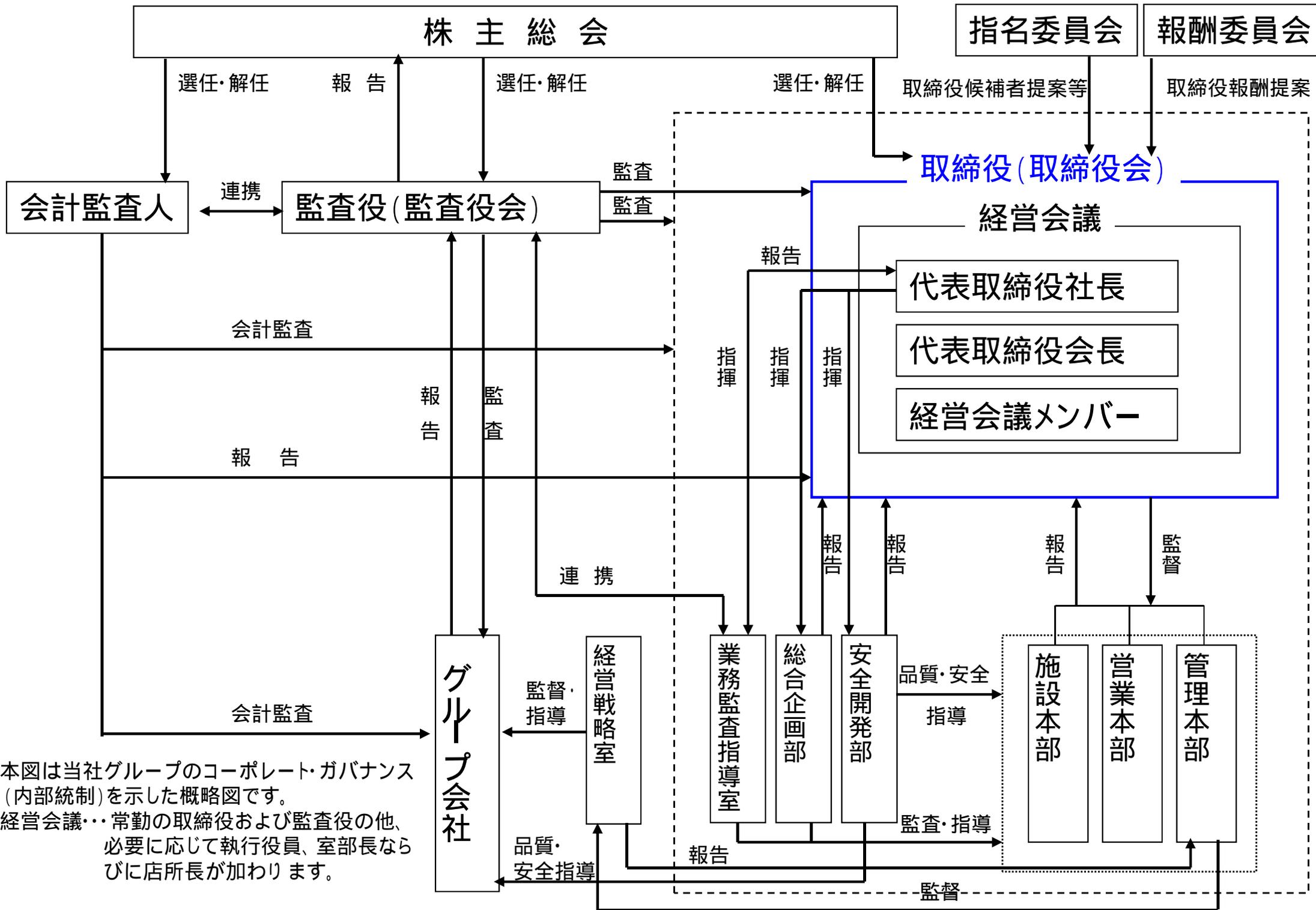
### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



本図は当社グループのコーポレート・ガバナンス (内部統制) を示した概略図です。  
 経営会議・・・常勤の取締役および監査役の他、必要に応じて執行役員、室部長ならびに店所長が加わります。